

④ 金融機関に対する苦情受付・処理表

- 本人が申し出た特定信用金庫等に関する苦情に係る預金取扱金融機関苦情処理表等の一部開示決定に関する件(19-93)

金融機関に係る情報は、非公開を前提に金融機関から財務局の担当職員に報告されるものであり、苦情申出に関する財務局の担当職員の判断及び財務局の今後の方針の基となるものであると認められることから、当該情報が開示されることになれば、金融機関側が財務局の事実確認等に対して非協力的ないし消極的な態度をとり、その結果金融機関に対する財務局の監督事務に支障が生じるおそれがあることは否定できない。また、財務局の担当職員が今後の苦情処理に関し、開示された場合の影響を懸念して、事実関係の確認結果や具体的な判断等を苦情受付票に記載することを差し控えるなど、結果として財務局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できない。

したがって、当該不開示部分の情報は法 14 条 7 号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

<該当しないとされた例>

① 本人に既に明らかにされている情報

- 本人に係る平成 5 年ないし 7 年分の所得税、消費税等に関する調査関係書類の不開示決定に関する件、本人に係る平成 5 年分までの所得税、消費税等に関する調査関係書類の不開示決定に関する件、本人に係る平成 8 年及び 9 年分の所得税、消費税等に関する調査関係書類の不開示決定に関する件 (19-15、16、17)

本件調査関係書類のうち別表 1 から別表 3 までに掲げる部分は、審査請求人が当時、同人の納税地を所轄する税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に提出した文書、当時の所轄税務署長から審査請求人に交付した文書、当該交付した文書に係る決裁文書、別件において審査請求人に対して一部開示決定された個人調査カード等の一部及び審査請求人が課税処分の取消しを求めて提起した訴訟（以下「本件課税処分取消訴訟」という。）において国税当局が裁判所に証拠として提出した資料である。

したがって、当該部分に記載された情報は、既にその内容が審査請求人に明らかにされているものであり、これを開示しても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書き及び同号イの不開示情報に該当しない。

② 小論文の答案

- 大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項に基づく本人に係る推薦書等の不開示決定に関する件(17-独1)

諮問庁は、①採点者のコメントや配点・減点などの書き込みのある小論文の答案の内容を本人に開示すると、採点者の公正な判断を阻害するおそれがあり、また、結果的に批判を受けないようにするため、今後の小論文の試験問題作成において、質問への回答の根拠を確実に示すことができるような機械的な採点基準による出題が増加したり、質問や苦情が多く寄せられる傾向のある問題が出題されなくなるなど、当該試験問題の作成に影響が出る可能性があること、②採点内容が事後的に開示されることとなると、他の採点結果との比較により、受験者本人からの批判のみならず他の採点者からの批判にさらされる可能性があり、それにより、

採点者は自らの良心あるいは職業倫理に基づいてその信ずるところに従って公正中立に採点を行うことが求められ、また、そのための環境が保障されなければならないにもかかわらず、採点者が萎縮して適正な判断ができなくなるおそれがあることから、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、などの理由から、小論文の内容は、法14条5号の柱書き又はハの開示情報に該当する旨説明する。

・・・・・・当審査会において本件小論文の内容を見分したところ、そこには採点者のコメントや配点・減点などの書き込みはみられず、受験者が作成した答案用紙そのままの状態であることが認められることから、本件については上記①の説明の基礎を欠く状況にあり、また、現実にそのような書き込みがあるか否かにかかわらず小論文全般について上記①の支障が生ずるとする諮問庁の説明は、首肯できない。

さらに、上記②の主張については、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成したそのままの答案用紙を、本人に限り開示することによって生ずるものではなく、むしろ、小論文の点数を開示することによる支障についての説明であると解されるが、そもそも、点数を開示することによる支障については、下記（3）に述べるとおり是認できない。

以上のことから、小論文の内容については、法14条5号柱書きないし同号ハの開示情報に該当するものとは認められず、本人に開示することが妥当である。

第10 訂正請求

第27条（訂正請求権）

何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等 個人情報保護法第二十一條第三項 に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有 個人情報
 - 三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定によ り開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正 の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第29条（保有個人情報の訂正義務）

行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

1 訂正請求権（第27条）

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不足の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。

第1項各号のいずれにも該当しない場合、訂正請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合には、訂正を請求することができない（第1項、第3項）。

2 訂正義務（第29条）

本条は、訂正請求に対する行政機関の長の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、行政機関の長が、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めている。

以下の場合には、訂正義務を負わないものである。

- (1) 訂正請求に理由があると認められない場合
 - (ア) 行政機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、当該訂正請求に理由があると認められないとき。
 - (イ) 行政機関による調査の結果、判明した事実が請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。
 - (ウ) 行政機関による調査の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明せず当該請求に理由があると確認できない場合。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正することが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

(2) 訂正することが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合

訂正請求権制度は、行政機関の長の努力義務として定めている第5条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第5条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

<訂正が認められた例>

○ 訂正(追加)することが利用目的の達成に必要な範囲内であると認められたもの

- ・ 本人に係る診療情報の提供に関する文書の不訂正決定に関する件(18-独4)
 - ・ ・ ・ ・ ・ この欄の年月日の記載が、診療情報提供申請書において求められた診療録の提供範囲(期間)をそのまま転記したものであることは、上記アのとおりである。また、「2. 診療録(入院)」には、当該同一期間の診療録(入院)は発見されていないと記載されているのであるから、当該期間の診療録(入院)の存在を前提としていることになる。外来の診療期間と入院の診療期間が全く同一であるということは、通常はあり得ない事態であるから、当該期間の診療録(入院)が存在していたとすれば、同一期間の診療録(外来)が作成されることはあり得ないのであって、これらの二つの欄の記載を矛盾のないように合理的に解釈するならば、「1. 診療録(外来)」の欄の年月日の右側に「提供する」と記載されている趣旨は、左側に記載されている期間の診療録(外来)を提供するという意味合いのものではないと判断せざるを得ない。結局、この「提供する」との記載は、何らかの診療録(外来)を提供するということを意味するにすぎず、具体的にどのような診療録(外来)を提供するというのか(その前提としてどのような診療録(外来)が存在するというのか)は記載されていないと言うほかはない。

このように、「1. 診療録(外来)」の欄だけではなく、関連する他の欄の記載内容をも併せて子細に検討すれば、その記載が事実でないとは認めることができずと判断できる余地があるとしても、上記のような合理的解釈が期待できない通常の場合においては、この欄の記載は、一見すると、当該欄に記載されている期間の診療録(外来)が全部存在し、それを提供するという趣旨に解されることは明らかであって、そのような事態を招くおそれが大きい記載には、著しい不備があると言わざるを得ず、実際に存在し、提供するとしていた診療録(外来)がどのような期間のものであるのか具体的に追加して記載しない限り、当該記載は事実でないとは判断すべきである。

診療情報提供の別紙に記載された情報の利用目的は、諮問庁の説明によれば、「附属病院における診療情報提供制度において、いかなる申請があり、それに対し、附属病院がいかなる決定をしたかを記録し、証明すること」にあり、附属病院は、当該利用目的を達成するために必要な範囲内において、診療情報提供の別紙を保管しているのであり、そうだとすると、保管されている本件診療情報提供の別紙の「1. 診療録(外来)」の欄をみて、どのような診療録(外来)を提供しようとしたのかが分からないのであれば、本件対象保有個人情報の利用目的を達成することはできずと認められる。したがって、このような利用目的に照らせば、上記のような訂正(追

加)をすることは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内のものであるとすべきである。

(別表)

訂正前	訂正（追加）後
①. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない	①. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない 提供する診療録（外来）の範囲は、左記の期間の初日が入院年月日として記載されているもの及び末日が退院年月日として記載されているものである。 （〇年〇月〇日、追加記載、職員氏名）

〈訂正が認められなかった例〉

- ① 訂正すべき「事実」ではなく、評価・判断に係る情報と判断されたもの
 ・ 業務実績評価表の不訂正決定に関する件（19-独23）
 ・ ・ ・ ・ ・ 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報は、「業務実績評価表」の2枚目に記載された異議申立人本人に係る実績評価小項目の各評価結果の点数であると認められ、当該点数は、処分庁の異議申立人本人に対する「評価・判断」に係る情報であり、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものとは認められない。
- ② 請求人は、訂正請求を行うべきか否かを判断するに足る具体的内容を自ら
 根拠を示して主張すべきであるとしたもの
 ・ 本人に係る特定日の「電話等応接書」の不訂正決定に関する件（19-独20）
 ・ ・ ・ ・ ・ 訂正請求を行う請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①具体的にどの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正をするべきであると考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る具体的な内容を、当該独立行政法人等に自ら根拠を示して主張すべきであり、仮に、訂正請求を行う請求人からこのような具体的な主張や資料の提出等がない場合には、一般的に、請求を受けた独立行政法人等は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断しないことになると考えられる。

第11 利用停止

第36条 (利用停止請求権)

何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第38条 (保有個人情報の利用停止義務)

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

1 利用停止請求権 (第36条)

本条は、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、開示を受けた保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めるものである。

(1) 利用停止を請求することができる場合 (第1項)

ア 第1号

(ア) 適法に取得されたものでないとき

「適法に取得されたものでないとき」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

(イ) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき

「第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められ

る範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(ウ) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

「第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ 第2号

「第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(2) 利用停止を請求することができない場合

ア 利用停止請求に係る保有個人情報が法第27条第1項各号に該当しない場合(第27条第1項柱書き)

イ 利用停止請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合(第3項)

2 利用停止義務(第38条)

本条は、利用停止請求に対する行政機関の長の利用停止義務を明らかにするものであり、利用訂正請求に理由があると認めるときは、行政機関の長が、当該行政機関における個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めている。

以下の場合には、利用停止義務を負わないものである。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

利用停止に理由があるかどうかの判断は、当該行政機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行うものとする。

(ア) 行政機関による調査の結果、当該保有保有個人情報が、法第36条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、当該利用停止請求に理由があると認められないとき

(イ) 行政機関による調査の結果、当該保有個人情報が、法第36条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、当該利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合

(2) 利用停止が、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度を超える場合

「個人情報の適正な取り扱いを確保する」とは、法第36条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を行う必要があるが、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うことで足りる。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取り扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

(3) 利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公益の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

○ 保有の制限に抵触しないとしたもの

- ・ 本人に係る特定ホームページの過去ログ等の不訂正決定に関する件（17-独3,4）
..... 諮問庁は、口頭説明において、「今、当大学が訴えられている件については、平成17年12月8日に確定して、一応、終結している。今後、当大学の側から何らかの訴訟を起こすということは全くない。しかしながら、今後、相手側がどのような形でどのような動きをされるのかは、全く、本学としては不明であり、新たな切り口で今後何らかの動きがあるのか、ないのかという懸念は残っているため、引き続き、本件対象保有個人情報を保有する必要があると考えている。今後、一連の騒動に関して、本学又は本学の関係者に対して、異議申立人が訴訟を提起しないとの確約が成り立てば、本件対象保有個人情報を廃棄するということも考えられる」旨の説明をしているところである。
これまでの経緯を踏まえれば、諮問庁の説明するこのような懸念は正当なものと解され、このことを理由として本件対象保有個人情報を引き続き保有することが、法3条2項の「保有の制限」の規定に抵触するものとは認められない。

第12 保有個人情報の存否に関する情報（第17条）

第17条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

決定権者は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第14条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第2期)

平成19年3月30日

厚生労働大臣決定

平成19年9月28日、平成20年3月31日、

平成21年3月31日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

目次

	頁
第1 基本的な考え方 -----	1
第2 計画期間 -----	2
第3 政策評価の実施に関する方針 -----	2
1 基本的な考え方	
2 政策評価の実施方式	
3 内閣の基本方針との連携	
第4 政策評価の観点に関する事項 -----	3
1 政策評価の観点	
2 各評価方式における観定の適用の基本的な考え方	
第5 政策効果の把握に関する事項 -----	4
1 政策効果の把握方法	
2 政策効果の把握に当たつての留意点	
第6 事前評価の実施に関する事項 -----	5
1 事前評価の対象とする政策	
2 事前評価の方法	
3 事前評価の実施	
4 事前評価の評価結果の検証	
第7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策 策その他事後評価の実施に関する事項 -----	7
1 事後評価の対象とする政策	
2 事後評価の方法	
3 事後評価の実施	
4 社会保険庁の実績評価	

(目次1)

第8	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	----	10
1	基本的な考え方		
2	政策評価に関する有識者会議		
第9	政策評価の結果の政策への反映に関する事項	-----	11
1	評価結果の反映		
2	反映状況の報告及び公表		
第10	インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公開に関する事項	-----	11
1	公表内容・方法		
2	国民の意見・要望の受付		
第11	政策評価の実施体制に関する事項	-----	11
1	政策評価の担当組織		
2	政策評価の実施に関する関係課長会議		
3	政策評価に関する有識者会議(再掲)		
第12	その他政策評価の実施に関し必要な事項	-----	12
1	政策評価の継続的改善		
2	職員の人材の確保及び資質の向上		
3	地方公共団体等との連携・協力		
4	本計画の改正		
5	実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領		
別紙1	政策体系(基本目標及び施策目標)		
別紙2	政策評価担当窓口		

(目次2)

平成19年3月30日厚生労働大臣決定

平成19年9月28日一部変更

平成20年3月31日一部変更

平成21年3月31日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

第1 基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

このような厚生労働省の使命に基づく政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の質の一層の向上を図り、社会経済のさらなる発展に寄与していくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

- ① 行政の透明性及び行政に対する国民の信頼性を確保するため、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること。
- ② 行政活動の範囲について、行政が関与する必要性がある分野に重点化を図り、行政サービス等を必要最小限の費用で国民へ提供するため、国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
- ③ 国民生活の質の向上や社会経済の発展等国民的視点に立った成果(アウトカム)重視の行政への転換を図ること。
- ④ 厚生労働省の使命に照らし、省内の各部局等が一層連携し、総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方に立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日、平成19年3月30日一部変更。以下「政策評価基本方針」という。)を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。